

定例会中に開催された委員会の 審査や活動を報告します。











跡部委員

総務財政委員会

審査内容の報告

等について実情に即し

本案は、市消防団員

た体制整備を行うた

提案されたもので





田中委員



中村委員



大里委員

市消防団員の定数を790人に

る場合には、 数が退団者の数を上回 のかとの質問に対し 退団する人数を上回つ 明がありました。 各分団で入団希望者の 条例定数の790人は はどのように調整する て入団希望がある場合 総枠として捉えており 委員より、各分団で 全体で



するものであるとの説 以上の任期については めるとともに、分団長 855人を、 0) た時から2年を任期と なく、新たに任命され 前任者の残任期間では 相当する790人に改 ける現在の実団員数に 正内容としては、 日より、 消防団員の定 各分団にお 本年4月 現在 決しました。

790人以内に納まる ように各分団間で団 った結果、全会一致で可 数の調整を図るように 提出を求め、審査を行 数や年齢構成等の資料 各分団における実団員 消防ポンプ車等の台数 りました。 しているとの回答があ 各地区ごとの分団数

執行部より、

主な改

市消防団員の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部改正

民生文教委員会

審査内容の報告

介護保険料のように 部の地域だけ 保険料が高くなるのでは



浦田委員長



岩永副委員長



田淵委員



荒木委員



赤間委員



嶋田委員

書の引渡しなど8項目 保険料の額に係る通知

普通徴収の保険料



梶原委員

は、



豊 委員



清水委員

麻市の事務について定 めがあるもののほか、嘉 療広域連合の条例に定

めるものです。 市において行う事務

る申請書提出の受付、 葬祭費の支給に係 た。

が高くなるのではない かとの質疑に対し、 部の地域だけ保険料 介護保険料のように 介

者として、

後期高齢者医療に関する 条例について

や福岡県後期高齢者医 れることに伴い、法律 齢者医療制度が施行さ 本年4月から後期高 6872人移行し、嘉 嘉 のかとの質疑に対し、 麻市から広域連合への 担金はどのようになる 高齢者広域連合への負

麻

市においては、

る旨の回答がありまし 負担金は総額で16億 1676万1千円であ

ことはない旨の回答が ありました。 護保険のときのような

て可決すべきと決しま 委員会としまして 出席者全員をもつ

った被保険者の保険料

また、

被扶養者であ

期に分けられています。

1日から同月末日まで の納期は第1期を7月

ひと月ごとに9





者医療に移行する人数

何人か、また、後期

ら半額となります。 は9割減免、2年目か は免除で、次の半年間 特例措置として半年間 れていますが、1年間の は、2年間は半額とさ

委員より、

後期高齢



平井副委員長



委員





宮原委員



吉永委員

産業建設委員

して、

審査内容の報告

奨励措置の要件を拡充

北冨委員



大谷委員





坂口委員

いるが、 ても本条例の目的に合 致する企業であれば ができないという事例 奨励措置を受けること 件が該当しないので 資額の要件は充たして 除対象外の企業であっ があったため、課税免 従業員数の要



である。 また、過去に設備投

例を区分整理するもの の制約は設ける必要が 説明がありました。 全員で可決しました。 答がありました。 努めていきたいとの回 ているので、市の発展に 審査を行うこととなっ 致審議会で誘致企業の 致する際には工場等誘 質問に対し、 あるのではないかとの 充するものであるとの できるように要件を拡 つながる企業の選定に 審査の結果、 委員より、 企業を誘 ある程度 出席者

提案されたものです。 要件の拡充を図るため の他の奨励措置の適用 の規定に基づく事業者 課税免除の奨励措置を 除適用企業について条 新たに追加し、課税免 通信関連企業などを 進法に規定された情報 置を行うことができる 産の課税免除の奨励措 を追加すると共に、そ 行うことができる者と 執行部より、固定資 本案は、固定資産の 企業立地促進法 企業立地促 以外の奨励措置を適 固定資産税の課税免除

市工場等誘致条例の

部改正